

大阪市呼吸器講演会事業実施要綱

1. 目的

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく環境保健事業の一環として、慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防と患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及並びに意識の向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

市内に在住、在勤又は在学している者

3. 実施場所

区民センター等

4. 実施責任者

保健所長

5. 従事者

医師、保健師、理学療法士、音楽療法士、事務職員等

6. 実施内容

- (1) 呼吸器専門医等による講話及び個別相談
- (2) 呼吸器に関するリハビリテーション指導等

7. 周知方法

本市ホームページ及び各区保健福祉センター等に配架する事業案内等により周知する。

附 則 本要綱は、平成 21 年 10 月 1 日より適用する。

附 則 本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 本改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 本改正要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 本改正要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 本改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。